

平成30年度 業務棚卸評価シート

No.	3	担当部課名称	保健所保健企画課
事務事業名	試験検査（一般依頼）事業		
見直しのタイトル	事業の見直しまたは廃止		
添付資料 有無	無		

1 現状における課題

- ・住民、事業者、行政機関等からの試験検査（水質、プール水、ふん便、食品）の依頼の受付を市で行い、その後神奈川県衛生研究所に、検査依頼を行っているところである。
- ・事務の流れとしては、①相談、②窓口受付（容器を渡す等）、③予約日（毎週月曜日）に依頼者から検体及び手数料の受け取り、④検体を衛生研究所へ運ぶ、⑤次週の月曜日に成績書を受け取りに県衛生研究所へ行く、⑥成績書の決裁、⑦依頼者へ成績書を手渡し（窓口）となっている。
- ・事務としては、一連の流れができており、難しい内容ではないが、時間と手間がかかっている。
- ・保健所設置市で必ずしも担わなければならない事務ではない。
- ・水質検査で検査できる項目は14項目しかなく、飲用を目的とする場合は水道法に定める51項目が基準を満たすよう衛生課は指導している。また、災害時には地層や水脈に変化が予測されるため、災害発生前に基準を満たしても、発生後で基準を満たす保証がない。
- ・利用者は、民間や他の機関の検査でも依頼することができ、来庁する必要がなくなるため、利用者の時間的な余裕ができるなど、融通がきくこともあることや、県の時代に一部減免が廃止されたことから、年々検査受付件数は減少傾向にある。

2 業務改善の趣旨及び具体的内容

【趣旨】

当該事務を見直しまたは廃止することとし、課全体の事務量削減を目指す。見直しまたは廃止の目標年度については、平成32年度とする。

【具体的内容】

次の工程を踏まえた後、平成32年度から事業の見直しまたはを廃止する。

- ・一般依頼検査に関する調査・研究を行う。
- ・関係課及び検査実施機関である県衛生研究所、寒川町、神奈川県と協議・調整を行う。
- ・上記を経て、課題の抽出を行い、課題解決に向けて整理を行う。

※その後、市民及び町民への周知や、寒川町事務委託に係る協定書の変更、手数料条例の改訂等、必要な手続きを行う。

【補足】

- ・事業の廃止後も、利用者は民間や他の機関で検査対応可能である。

3 改善により期待できる効果

- ・課全体の事務量の削減（0.44人工減）

4 実施スケジュール（概要）

平成30年	6月～10月	一般依頼検査に関する調査研究
	11月～3月	関係課及び検査実施機関である県衛生研究所、寒川町、神奈川県と協議・調整
平成31年	6月	課題の洗い出し、解決に向けた整理
平成31年	11月～12月	寒川町事務委託に係る県との連絡調整会議
平成32年	1月～3月	手数料条例の改訂等の準備、周知準備
		寒川町事務委託協定書の変更、例規審査会、周知

5 実施結果の振り返り